

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年2月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年1月28日静岡県告示第51号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
北井八千代	浜松市天竜区佐久間町浦川4147	浜松市役所
澤中博邦	浜松市天竜区水窪町地頭方830	浜松市役所
春山和一	浜松市天竜区水窪町地頭方1309の2	浜松市役所